

## ■会議の名称

令和3年度第1回山形市・上山市・天童市・山辺町・中山町福祉有償運送運営協議会

## ■日時

令和3年9月10日（金） 14:00～15:00

## ■場所

山形市役所7階701会議室

## ■出席者

### ○構成員【9名】

浅野会長、関澤構成員、高野構成員、鈴木構成員、石川構成員、岡崎構成員、今野構成員、齋藤構成員、太田構成員

### ○随行者【1名】

山形運輸支局：金澤 圭吾氏

### ○事務局【6名】

山形市長寿支援課：阿部課長補佐、三宅係長、鈴木主任

上山市健康推進課：奥村副主任

山辺町保健福祉課：笹原主任

中山町健康福祉課：秋保主事

### ○欠席者【7名（構成員6名、事務局1名）】

## ■傍聴 2名

## ■会議（司会：山形市長寿支援課 阿部課長補佐）

### 1 開会

定刻午後2時に開会

### 2 自己紹介

### 3 議長選出

運営協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき会長が議長となり議事を進行。

構成員15名中、出席者9名、欠席6名で要綱第7条第2項の規定に基づき過半数の出席があることから運営協議会が成立することを確認。

### 4 報告

事務局より、(1)、(2)、(3)、(4)あわせて報告

#### (1) 福祉有償運送の登録状況等について

令和2年第2回運営協議会以降の登録、軽微な事項の変更及びその他の変更について、資料に基づき説明

#### (2) 運送主体の状況について

各運送主体の状況を報告（前年度上期及び下期対比）

### (3) 福祉有償運送の実績について

各運送主体の実績を報告（平成28年度～令和2年度までの過去5年間の上期と下期）

《質疑等》

なし

### (4) 新規利用申請者の状況について

令和2年度の申請状況を報告

《質疑等》

なし

## 5 協 議

### (1) 更新登録団体の条件適合に係る協議

#### ①特定非営利活動法人マーガレット移動サービス

資料に基づき事務局より説明。

《質疑等》

関澤構成員：旅客の範囲を見るに当たっては、資料中の「利用可否確認後の人数」を見ればよいのか。

事務局：その通りである。行政側で要件を確認した後の人数である。

関澤構成員：旅客の「へ（チェックリスト該当者）」については、現在の利用登録者は0名のようにあり、現行の制度上では、対象旅客がいない区分については対象から外すこととなっている。ただし、今後チェックリスト該当者を運送する可能性があるということで、この協議会で協議が調べば、旅客の範囲として含んで申請することもできるが、そのような解釈でよいのか。

事務局：こちらではそのように考えていたが、マーガレット移動サービスさんとしては実際どうか。

マーガレット移動サービス：これからどうなるのかはわからない。利用登録の際には、団体でも基準に該当するかどうか確認している。亡くなった方の情報は全く入ってこない。更新登録の際に行政に審査してもらって、どうなっているかが分かるような状態。

関澤構成員：今後もチェックリスト該当者を受け入れる見込みがないのであれば、「へ」を含まず申請ということになるが、いかがか。

マーガレット移動サービス：当団体では、シートベルトを締めて安全な体勢で座っていただける方は受け入れている。先のことは分かりかねるが、「へ」の区分も入れてよいのなら、それも含んだ内容でご協議いただきたい。

議 長：現在チェックリスト該当者は利用登録されていないが、今後受け入れる可能性があるということで、そこも含めて皆様にご協議いただくということによるしいか。

マーガレット移動サービス：そのようにお願いしたい。

《結果》

協議が調ったものとして合意

## ②特定非営利活動法人かみのやま福祉運送サービス

資料に基づき事務局より説明。

《質疑等》

議長：かみのやま福祉運送サービスさんについても、「へ」の区分は0名であるが、今後を見据え、「へ」も含めて申請するのかわ確認したい。

かみのやま福祉運送サービス：今後どうなるかは分からないので、現在対象者がいない範囲の方についても運送できるように、可能であれば「へ」も入れさせていただきたい。

資料について訂正をお願いしたいところがある。運転者の要件として、過去2年間に免許停止等の処分を受けていないとあるが、実際は令和元年の9月頃に、横断歩道での非接触事故により免許停止処分を受けた者がいる。事故については協議会や運輸支局にも報告しており、運転者は事故後に講習を受けるなどして、現場に復帰している。

石川構成員：かみのやま福祉運送サービスさんの営業時間を教えていただきたい。

かみのやま福祉運送サービス：午前8時から午後6時までである。日曜と祝日は休みとしているが、透析を受けている方については祝日も送迎している。

石川構成員：市民の方から福祉車両について要請があった場合はどのようにあっせんしているのか。市に相談が来ることはないのか。

事務局：市ではあっせんはしていない。車いすやストレッチャーでの移送については移送サービス事業というのがあり、大抵は病院の相談員から説明を受け予約後に市に申請がある。福祉有償運送利用について市役所へ問合せがあった場合は、直に実施団体に連絡するよう説明をするのみ。

《結果》

協議が調ったものとして合意

## (2) 変更申請団体の条件適合に係る協議

### 特定非営利活動法人すまーとえいど

資料に基づき事務局より説明。

《質疑等》

関澤構成員：昨年11月27日付の法改正により、旅客の範囲を追加する場合は、運輸支局への申請が必要になったので、変更登録申請をお願いしたい。

現在の対象者の範囲は「要介護」「要支援」のようだが、令和2年度の実績を見ると、今回拡大申請する予定の「身体(イ)」の利用登録者が9名いるようだが、こちらの方たちは既に利用されているということなのか。

すまーとえいど：昨年新規登録した時点では要介護と要支援の方しか利用見込みがなかったが、その後、身体障がい者の方から利用申請があった。国への変更申請を行うために協議会の開催について山形市事務局に申し出たところ、次回の協議会で協議してもらおうとよいのではとの話があり、今回の協議になったという経緯がある。

現在「身体」で登録されている方のうち8名は、「要介護」「要支援」と重なっている人で、1人だけ「身体」のみである。

関澤構成員：旅客の名簿には身体障がい者の方を登録していたが、今日の協議をもって改めて申請をするということで承知した。

《結果》

協議が調ったものとして合意

## 6 その他

### (1) 協議会の運営等について

齋藤構成員：三点申し上げる。

- ・当協議会と各市町村の地域公共交通会議との関係性
- ・当協議会における行政の立ち位置  
当協議会は行政機関ではなく不服申立ができるものではないため、協議内容に不服がある場合などは幹事会（設置要綱第13条）に諮ることになると思うが、幹事会には弁護士等の知識人、かつ第三者が参加するようにして、公平な議論ができる場にしてはどうか。
- ・旅客の範囲の考え方について  
現行制度では該当する者がいない区分については申請できないとされているはずだが、今日の協議では申請できるというような話があった。矛盾しているのでは。

関澤構成員：最後の質問について、本省より、「今後協議会でこのような内容の相談があった場合には、該当者がいない区分についても、今後の利用の見込みがあり、運営協議会においてあらかじめ協議が調っているものについては申請を可とするよう、通達がまだ改正されていないが、運用上、改正されるという前提で更新時に旅客の範囲に含めるよう認めるとの取扱いでよい」旨の連絡があったので、本日はそれに基づき提案した次第である。

齋藤構成員：その取扱いについて、今日出席していない運送団体は何も知らないまになることも考えられる。制度が変わった時など説明する機会を設けてほしい。

議長：説明会等については運輸支局と考えていきたい。

最初の質問について、事務局から可能な範囲でお答えいただきたい。

事務局：山形市で言うと、去年交通部局において公共交通計画が策定された。我々も介護保険の事業計画を去年策定した。公共交通との関わりは明確にはしていないところであるが、その中で福祉有償運送を一つの交通手段として位置付けている。市民のニーズも捉えながら、福祉有償運送事業や当協議会の立ち位置を考えていきたい。

齋藤構成員：山形市の現状はある程度把握しているつもりだが、この協議会は3市2町の協議会なので、天童市や上山市など他の市町がどのように考えているか気にかかる場所である。

関澤構成員：山形県は独特であり、市町村ごとではなく地区ごとの協議会であるため、各市町村の公共交通会議等と合体させていくのが難しい状況である。

議長：最初の質問について、地域によって会議のあり方は変わってくるかと思うが、3市2町で協議会を持つことの強みもあると思うので、各市町の公共交通会議等とうまく連携できるよう、事務局でも考えていきたい。

二つ目の質問について、幹事会は現在置いていないが、設置の必要性、議論の方法

を考えていくという選択肢もある。また、設置要綱の規定を見ると、協議会構成員以外の関係者の出席も可とされているようなので、どのようなことを議論するかということも含め、事務局で整理していきたい。

鈴木構成員：先ほどマーガレット移動サービスさんから、亡くなった方の把握が難しいとの苦勞が聞かれたが、かみのやま福祉運送サービスさんではどのように対応されているのか。

かみのやま福祉運送サービス：亡くなられた方だけでなく、施設入所や長期入院された方、資格要件の把握は難しいと感じる。亡くなった方については新聞の訃報欄を見て可能な限りチェックしている。ご遺族が同居されていればまだよいが、家族が遠くに住んでいる方は、福祉有償運送を利用していたことを全く知らないことも多いようで、連絡が来ることはほぼない。

鈴木構成員：福祉有償運送を利用されるときに、ケアマネや障がい者相談支援センターの相談員が関わっているのではないかと思うが、そのような人たちと情報共有することはできないだろうか。

マーガレット移動サービス：なかなか難しいのではないかと思う。福祉有償運送を利用されるのは介護保険等の公的なサービスを受けている方だけでなく、その枠の外にいる方も多い。施設に入所された方から、迎えの場所を変更してほしいという連絡をもらうことはある。

議長：情報共有は難しいところもあると思うが、知恵を出し合っていきたい。皆様からもご意見を頂戴できればと思う。

## (2) 次回運営協議会の開催について

事務局：来年の2月から4月にかけて5団体が更新時期を迎えるので、それに合わせて令和4年2月1日に第2回の協議会を予定している。

議長：次回の協議会について、日程の調整をお願いします。

齋藤構成員：次回の協議会の開催までに新規登録したいという相談があった場合は2月まで待ってもらうのか、2月を待たずに協議会を開催するのか、事務局の考えをお聞かせ願いたい。

事務局：運送団体の状況等を見て判断する。必要があれば2月を待たずに開催する。

## 7 閉 会

午後3時に閉会